

目次

- 第1章 総則(第1条～第5条)
- 第2章 給水装置の工事及びその費用(第6条～第13条)
- 第3章 給水(第14条～第22条)
- 第4章 料金、手数料、給水申込納付金及び開発負担金(第23条～第31条の2)
- 第5章 管理(第32条～第37条)
- 第6章 補則(第38条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、習志野市公営企業の設置等に関する条例(昭和49年条例第1号)により習志野市(以下「本市」という。)が設置する水道事業の給水に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭48条例27・全改、昭49条例4・一部改正)

第2条 削除

(昭48条例27)

第3条 削除

(定義)

第4条 この条例において「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2 この条例において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、増設、改造又は修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)に関する工事をいう。

3 この条例において「消費税等相当額」とは、次の各号に掲げる額を合計した額をいう。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額

(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額

(昭48条例27・平9条例11・平9条例23・平12条例37・一部改正)

(給水装置の種類)

第5条 給水装置の種類は、次のとおりとする。

(1) 専用給水装置 1の世帯、官公署、事業所、共同住宅等で専用するもの

(2) 共用給水装置 2以上の世帯で共用するもの

(3) 私設消火栓 本市以外の者が消防の用に供するために施設したもの

(昭52条例16・平9条例23・一部改正)

第2章 給水装置の工事及びその費用

(昭52条例16・改称)

(工事の申し込み)

第6条 給水装置を新設・増設・改造または撤去しようとする者は、あらかじめ本市に申し込み、その承認を受けなければならない。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、本市又は本市が法第16条の2第1項の指定(法第25条の3の2第1項の更新を含む。)をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

(平9条例23・全改、令元条例20・一部改正)

(給水管及び給水用具の構造及び材質)

第7条の2 本市は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようにするため必要があると認めるときは、給水装置の配水管への取付口から本市の水道メーター(以下「メーター」という。)までの工事に用いる給水管及び給水用具について、その構造及び材質の基準を定めることができる。

(平9条例23・追加)

(設計審査及び工事検査)

第7条の3 第6条の規定による承認を受けた者が、当該承認に係る給水装置工事を指定給水装置工事事業者の施行により行う場合は、工事の施行前に本市の設計審査を受け、かつ、工事完成後に本市の工事検査を受けなければならない。

(平9条例23・追加)

(工事の費用負担区分)

第8条 給水装置工事の費用は、当該給水工事申込者の負担とする。ただし、本市が特に認めたものについては、本市がその費用の全部または一部を負担することができる。

(配水管の布設のない箇所の給水装置工事)

第8条の2 配水管の布設のない箇所における給水装置工事の請求には応じない。ただし、配水管および布設に要する工事費の全額を請求者が負担し、かつ、配水にさしつかえのない場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において配水管布設工事の状況により道路下に属する部分の布設材料および工事費の全部または一部を本市において負担することがある。

(昭48条例27・追加)

(工事費の算出方法)

第9条 本市が行なう給水装置工事の費用は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

(昭48条例27・一部改正)

(工事費の予納および精算)

第10条 本市に給水装置の工事を申し込む者は、設計により算出した給水装置工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、本市がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 前項の工事費の概算額は、工事完成後に精算する。

(所有権の留保等)

第11条 本市が行なつた給水装置工事の工事費が完納になるまでは、その給水装置の所有権は本市に留保し、その管理は工事申込者の責任とする。

2 前項の規定にかかわらず公共用地に属する部分の給水装置については、その所有権は、すべて本市に帰属させるものとする。

(工事費未納の場合の措置)

第12条 本市が行なつた給水装置工事の工事費を、工事申込者が指定期間内に納入しないときは、本市はその給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、本市が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は本市にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更の工事)

第13条 本市は、配水管の移転その他特別の理由によつて給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施工することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、法第15条第2項ただし書の規定に該当する場合又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 本市は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その区域及び期間を予告するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあつても本市はその責めを負わない。

(平9条例23・一部改正)

(給水の申し込み)

第15条 給水を受けようとする者は、本市に申し込み、その承認を受けなければならない。

(管理人の選定)

第16条 次各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し、本市に届出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 共用給水装置を共用する者
- (3) 専用給水装置を共同使用する者

2 本市は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第17条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、本市が必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は本市が定める。
- 3 本市は、使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず貯水槽に接続する装置にメーターを設置することができる。

(平9条例23・平14条例28・一部改正)

(メーターの貸与)

第18条 メーターは、本市が設置して水道使用者または管理人もしくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもって、メーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が、前項の管理義務を怠つたためにメーターを亡失またはき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(届出)

第19条 給水を受ける者は、次各号の一に該当するときは、本市に届け出なければならない。

- (1) 給水を受けることをやめようとするとき。
 - (2) 用途を変更しようとするとき。
 - (3) 私設消火栓を消防演習のため使用しようとするとき。
 - (4) 公共の消防用として使用したとき。
 - (5) その住所又は氏名を変更したとき。
- 2 給水装置の所有者は、次各号の一に該当するときは、本市に届け出なければならない。
 - (1) 給水装置の所有権を譲り渡したとき。
 - (2) 前項第1号の場合において、給水を受ける者が届出を怠つたとき。
 - (3) 給水装置を廃止しようとするとき。

(平2条例20・全改、平9条例23・一部改正)

(私設消火栓の使用)

第20条 私設消火栓は公共の消防用又はその演習の場合のほか、使用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、本市の指定する市職員の立合いを受けなければならない。

(平9条例23・一部改正)

(水道使用者等の管理上の責任)

第21条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときはただちに本市に届出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、本市が認めたときは、本市がその全部または一部を負担することができる。
- 3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置、メーター及び水質の検査)

第22条 本市は、給水装置、メーター及び供給する水の水質について、水道使用者等から請求があつたときは、速やかに検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、当該費用は請求者の負担とする。ただし、メーターの場合にあつては、その検査の結果異状が認められたときは、本市の負担とする。

(昭52条例16・一部改正)

第4章 料金、手数料、給水申込納付金及び開発負担金

(昭52条例16・改称)

(料金の徴収)

第23条 水道料金(以下「料金」という。)の納入義務は、納入通知書の発行の日に発生する。

2 料金は、水道使用者又は管理人から徴収する。

3 共用給水装置によつて水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(平9条例11・一部改正)

(料金の額)

第24条 料金は、1月について別表第1に掲げる額(消費税等相当額を含む金額)とする。

2 前項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(昭48条例27・全改、平元条例13・平9条例11・平20条例15・一部改正)

(料金の算定)

第25条 本市は、本市が定める隔月の定例日に、使用水量を計量し、その計量した使用水量をもつて、その日の属する月分及びその前月分の料金を算定するものとする。この場合において、各月の使用水量は等量とみなし、1月分の使用水量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、この端数をいずれか一方の月の使用水量に加えるものとする。

2 本市は、水道使用者が習志野市ガス供給条例(平成8年条例第18号)に基づくガスの使用者(以下「ガス使用者」という。)と同一人である場合は、前項の規定にかかわらず、使用水量を計量する前に料金を算定することができる。この場合において、料金を算定する日の属する月分の料金は、前回の計量水量を基準として本市が定めた使用水量によつて算定する。

3 前項の適用を受ける者の使用水量を計量する定例日の属する月分の料金は、第1項の規定により算定した料金から前項の規定により算定した料金を差し引いて算定する。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、本市が特に必要と認めるときは、隔月の定例日以外の日に使用水量を計量し、料金の算定をすることができる。

(昭52条例16・全改、平9条例11・一部改正)

(使用水量の認定)

第26条 本市は、次の各号の一に該当するとき、使用水量を認定する。

(1) メーターに異状があつたとき

(2) 使用水量が不明のとき

(3) 使用者が不在のとき

(中途使用等の場合の料金の算定)

第27条 第24条及び第25条の規定にかかわらず、給水を受けることを始めた日から最初のメーターの点検の日まで、又は最後のメーターの点検の日から給水を受けることをやめた日(その日以後に第19条第1号の届出があつたときは、その届出のあつた日)までの間(次項において「計量期間」という。)については、次の各号に掲げる区分に従い、別表第1に定める基本料金にそれぞれの率を乗じて得た額を基本料金とする。

(1) その日数が15日以内のとき 100分の50

(2) その日数が15日を超え、1月を超えないとき 100分の100

(3) その日数が1月を超え、45日を超えないとき 100分の150

(4) その日数が45日を超えるととき 100分の200

2 前項の場合における従量料金は、第24条及び第25条の規定にかかわらず、その計量期間に係る前項各号に掲げる区分に応じて同項各号に定める率を別表第1に掲げる従量料金の使用量区分のそれぞれの数値に乗じて得た数値を同表の従量料金の使用量区分とみなして、その計量期間中の使用水量により算定するものとする。

3 本市は、給水を受ける者が給水を受けることをやめた場合においても、第19条第1号の規定による届出をしない間は、基本料金を徴収するものとする。

4 本市は、給水を受ける者がメーターの点検のときから次のメーターの点検の時までの期間の中途において、その用途を料率の異なる他の用途に変更した場合には、その使用日数の多い用途の料率を適用して料金を徴収するものとする。

(昭48条例27・全改、昭59条例14・一部改正)

(臨時使用料金の予納および精算)

第28条 工事その他の理由により臨時に給水を受けようとする者は、本市の定める概算料金をあらかじめ納付しなければならない。ただし、本市がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により給水を受ける者が、その給水を受けることをやめた場合において予納した概算料金と第24条の規定による料金との間に差額があるときはこれを精算する。

(料金の徴収方法)

第29条 料金は、納入通知書の方法により毎月又は隔月に徴収する。

2 料金の納入期限は、納入義務発生の日後20日とする。ただし、納入期限が休日の場合は、その翌日(休日でない日)を期限とする。

3 前項において休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日、土曜日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までをいう。

(昭48条例27・全改、昭49条例44・昭52条例16・昭63条例21・平2条例20・平9条例11・一部改正)

(遅収加算金)

第29条の2 納入期限を過ぎても料金の納入がない場合は、納入すべき料金の3パーセントの額を遅収加算金(消費税等相当額を含む金額をいう。以下同じ。)として次回に納入する料金に加算して徴収するものとする。

2 遅収加算金の額が55円未満の場合は、55円とする。

(昭49条例44・追加、平2条例20・平20条例15・平25条例36・平31条例8・一部改正)

(手数料)

第30条 別表第2左欄に掲げる者は、それぞれ当該右欄に掲げる手数料を納付しなければならない。

(昭48条例27・全改)

(給水申込納付金)

第30条の2 給水装置を新設し、又は改造(メーターの口径を増径する場合に限る。以下本条において同じ。)しようとする者は、本市に給水申込納付金(以下「納付金」という。)を納付しなければならない。この場合において、改造しようとする者の納付金は、新メーター口径に係る納付金の額と旧メーター口径に係る納付金の額の差額とする。

2 第17条第3項の規定により貯水槽に接続する装置に本市のメーターを設置する場合にあつては、当該装置を給水装置とみなす。

3 納付金は、別表第3に掲げる額(消費税等相当額を含む金額)とする。

4 納付金は、第6条の承認後本市が定める納期限の日又は第33条第3項の確認申請後本市が定める納期限の日のうちいずれか早い日までに納付しなければならない。

5 国又は地方公共団体、土地区画整理事業者、その他の宅地造成事業者(以下本項において「宅地造成事業者」という。)が一団として造成する住宅団地に係る各給水装置の納付金は、当該宅地造成事業者が当該住宅団地内における給水装置工事の申込者のために納付金相当額を本市に納付したときは、これを徴収しない。

6 既納の納付金は、還付しない。ただし、臨時に給水を受けたときその他特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

(昭48条例27・追加、昭52条例16・昭59条例14・平元条例13・平9条例11・平9条例23・平12条例37・平14条例28・平17条例11・平20条例15・一部改正)

(開発負担金)

第30条の3 給水を受けることとなる建築物の建築及び宅地分譲を目的とする開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。)をしようとする者で、次の各号の一に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額(消費税等相当額を含む金額)を開発負担金として納入しなければならない。

(1) 建築物の延面積が1,000平方メートル以上の場合 使用するメーターの口径の区分に応じ、それぞれ別表第3の右欄に掲げる納付金の額の2分の1に相当する額

(2) 開発行為の規模が500平方メートル以上の場合 1区画につき55,000円

2 開発負担金は、配水管布設工事を伴うものにあつては配水管布設工事の施行前に、配水管布設工事を伴わないものにあつては、第6条の承認後本市が定める納期限の日又は第33条第3項の確認申請後本市が定める納期限の日のうちいずれか早い日までに納付しなければならない。

(昭52条例16・追加、平元条例13・平2条例20・平9条例11・平9条例23・平20条例15・平25条例36・平31条例8・一部改正)

(料金等の減免)

第31条 本市は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例の規定によつて納付しなければならない料金、手数料、納付金及び開発負担金の全部又は一部を免除することができる。

(昭48条例27・昭52条例16・一部改正)

(端数金額の処理)

第31条の2 納入すべき金額に1円未満の端数金額がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(昭49条例44・追加、平元条例13・一部改正)

第5章 管理

(給水装置の検査)

第32条 本市は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

2 本市は、メーターの管理または検針もしくは水道の管理上必要があると認めるときは、水道使用者等に対し、貯水槽以下の装置について当該装置の設計図の提出を求め、または実地に調査し、もしくは必要な措置を指示することができる。

(平14条例28・一部改正)

(貯水槽水道に関する本市の責務)

第32条の2 本市は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 本市は、貯水槽水道の使用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(平14条例28・追加)

(貯水槽水道の設置者の責務)

第32条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(平14条例28・追加)

(給水装置の基準違反に対する措置等)

第33条 本市は、給水を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 本市は、給水を受ける者の給水装置が、本市又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は同項ただし書の規定による確認が行われたときは、この限りではない。

3 法第16条の2第3項ただし書の規定による確認を受けようとする者は、当該確認を容易に行うことができる状態にしたうえで、本市に申請するものとする。

(平9条例23・全改、平14条例28・一部改正)

(給水の停止)

第34条 本市は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その事由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の使用者が第8条の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金又は第30条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の使用者が正当の理由がなく第25条の使用水量の計量若しくは第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水せんを汚染のおそれのある器物、又は施設と連結して使用する場合において警告を

発しても、なお、これを改めないとき。

(4) 給水を受ける者が給水を受けることをやめたと認められるとき。

(平9条例23・一部改正)

(給水装置の切り離し)

第35条 本市は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込がないと認めたとき。

(3) 第6条の承認を受けないで給水装置が設置されたとき。

(昭48条例27・平9条例23・一部改正)

(過料)

第36条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第6条又は第7条の承認又は指定を受けないで、給水装置工事を行った者

(2) 正当な理由がなく、第17条第2項のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第32条の検査、第34条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第20条第1項の規定に違反して私設消火栓を使用し、又は同条第2項の規定に違反して職員の立合いを受けないで私設消火栓を使用した者

(4) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠つた者

(5) 第24条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(平9条例23・平12条例8・一部改正)

(料金を免れた者に対する過料)

第37条 市長は、詐欺その他不正の行為によつて第24条の料金、または第30条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(平12条例8・一部改正)

第6章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準

(平24条例32・追加)

(布設工事監督者を配置する工事)

第38条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項の水道の布設工事とする。

(平24条例32・追加)

(布設工事監督者の資格)

第39条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若し

くは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上下水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(平24条例32・追加、平31条例8・一部改正)

(水道技術管理者の資格)

第40条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(平24条例32・追加、平31条例8・一部改正)

第7章 補則

(平24条例32・旧第6章繰下)

(委任)

第41条 この条例の施行に関し、必要な事項は、企業管理者が別に定める。

(平24条例32・旧第38条繰下、令元条例20・一部改正)

附 則

1 この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

2 習志野市水道条例(昭和30年条例第10号)は、廃止する。

3 この条例施行の際、習志野市水道条例の規定により市長がした承認、検査その他の処分、または申込、届出その他の手続はこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和46年10月15日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年3月31日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、第24条および別表を加える改正規定中別表第1の部分に係る改正規定は、昭和48年5月に実施する使用水量の計量に係る料金から、第30条の次に加える改正規定および別表を加える改正規定中、別表第3の部分に係る改正規定は、昭和48年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行のさい、現に改正前の習志野市給水条例(以下「改正前の条例」という。)第6条の規定による承認を受けて行なわれている給水装置工事に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の習志野市給水条例(以下「改正後の条例」という。)第30条の2の規定は、この条例による改正前の条例または改正後の条例の規定により、昭和48年4月30日までに給水装置の新設または改造の申し込みをした者で、その申し込みに係る新設または改造の承認を受けた給水装置につき、昭和48年5月31日までに給水されることとなる給水装置(本市の責に帰すべき理由により同日後に給水されることとなつたものを含む。)については適用しない。
- 4 改正前の条例または改正後の条例の規定により、昭和48年4月30日までに給水装置の新設または改造の申し込みをした者で、その申し込みに係る新設または改造の承認を受けた給水装置につき、昭和48年6月1日以後に給水されることとなる者に係る改正後の条例第30条の2第4項の規定の適用については、同項中「給水装置工事の申し込みのさい」とあるのは、「給水開始のさい」とする。

附 則(昭和49年3月31日条例第4号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年12月27日条例第44号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第29条の次に加える改正規定および別表第1に係る改正規定は、昭和50年4月に実施する使用水量の計量に係る料金から、別表第3に係る改正規定は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定による改正後の習志野市給水条例別表第3に掲げる納付金30,000円または60,000円を納付する者で、専ら自己の生活の用に供する目的をもって給水申し込みをする者のうち、管理者が別に定める者については、昭和51年3月31日まで、納付金の額のうち23,000円を減額するものとする。

附 則(昭和52年3月31日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和52年6月1日から施行する。ただし、別表第1に係る改正規定は、昭和52年6月に実施する使用水量の計量に係る料金から適用する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前隔月に使用水量の計量を行つていたもので昭和52年6月に使用水量の計量を行うものにあつては、この条例による改正後の習志野市給水条例(以下「改正後の条例」という。)第25条第1項の規定により算定する当該使用水量の計量の日の属する月の前月分の料金は、なお従前の例による。
 - 3 給水区域内又は本市の行政区域内に施行日前3か年の間居住し、かつ、住民登録をしている者で専ら自己の生活の用に供するため給水装置の申込みをする者の納付金の額は、改正後の条例別表第3に掲げる納付金の額の2分の1に相当する額とする。ただし、この適用期間は昭和52年6月1日から昭和54年3月31日までとする。
 - 4 施行日前複数のメーターが設置されている1の共同住宅で、その構造上設置されているメーターの口径が各世帯それぞれ異なっている場合の基本料金は、1世帯について当該共同住宅に設置されている最小口径のメーターの料金を適用する。

附 則(昭和59年3月31日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- (適用区分)
- 2 この条例による改正後の習志野市給水条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、昭和59年6月に実施する使用水量の計量に係る水道料金から適用する。
 - 3 昭和59年6月1日前隔月に使用水量の計量を行つていたもので、同年6月に使用水量の計量を行うものにあつては、当該使用水量の計量の日の属する月の前月分の水道料金については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 4 改正後の条例別表第2の規定中給水装置工事(管理者が別に定める軽易なものを含む。以下同じ。)の設計審査及び工事検査に係る手数料に関する部分は、この条例の施行の日以後の給水装置工事の申込みに係るものから適用する。

附 則(昭和63年12月24日条例第21号)

この条例は、昭和64年2月1日から施行する。

附 則(平成元年3月31日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の習志野市給水条例第24条の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日と同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利の確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成2年3月30日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の習志野市給水条例(以下「改正後の条例」という。)第29条の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に料金の支払義務が発生する料金から適用する。
- 3 改正後の条例別表第1の規定は、施行日以後に実施する使用水量の計量に係る水道料金から適用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日以後最初に使用水量の計量を行うものにあつては、当該使用水量のうち、施行日前の使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月31日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第4条第1項及び第2項の改正規定、第23条の改正規定、第25条の改正規定及び第29条の改正規定 公布の日
 - (2) 別表第1の改正規定 平成9年6月1日
 - (3) 第4条の改正規定中第4条に1項を加える部分、第24条の改正規定並びに第30条の2第3項及び第30条の3第1項の改正規定 平成9年7月1日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の習志野市給水条例(以下「改正後の条例」という。)第23条及び第29条の規定は、この条例の公布の日以後に納入通知書の発行を行つた料金から適用する。
- 3 改正後の条例別表第1の規定は、平成9年6月1日以後に実施する使用水量の計量に係る料金から適用する。
- 4 平成9年6月1日前隔月に使用水量の計量を行つていたもので、同年6月に使用水量の計量を行うものにあつては、5月分の料金については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 改正後の条例第4条、第24条、第30条の2及び第30条の3の規定は、平成9年7月1日以後に料金、給水申込納付金及び開発負担金(以下この項において「料金等」という。)の納入義務が発生する料金等から適用する。
- 6 平成9年7月1日前隔月に使用水量の計量を行つていたもので、同年7月に使用水量の計量を行うものにあつては、6月分の料金に係る消費税等相当額の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成9年12月24日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の習志野市給水条例(以下「改正前の条例」という。)第13条の2第2項の規定により指定を受けている者に係る当該指定の有効期間については、改正前の条例第13条の3の規定にかかわらず、平成10年6月29日までとする。
- 3 この条例による改正後の習志野市給水条例別表第2の規定中第7条の3の設計審査(管理者が別に定める軽易な給水装置工事に係るものを含む。)及び第7条の3の工事検査(管理者が別に定める軽易な給水装置工事に係るものを含む。)に係る手数料に関する部分は、平成10年4月1日以後の給水装置工事の申込みに係るものから適用する。

附 則(平成12年3月31日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月27日条例第37号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年12月27日条例第28号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成17年6月1日以後に実施する使用水量の計量に係る料金から適用する。
- 3 平成17年6月1日前隔月に使用水量の計量を行っていたもので、同年6月に使用水量の計量を行うものにあつては、5月分の料金については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月28日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年5月20日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第24条及び別表第1の規定は、施行日以後に実施する使用水量の計量に係る料金から適用する。
- 3 施行日前隔月に使用水量の計量を行っていたもので、平成20年5月に使用水量の計量を行うものにあつては、4月及び5月分の料金については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年12月28日条例第32号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月25日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第24条及び別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が平成26年4月30日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成31年3月20日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条並びに次項及び附則第3項の規定は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の習志野市給水条例第29条の2、第30条の3、別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、第2条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用であって、施行日から施行日の属する月の末日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの及び施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が施行日の属する月の末日後であるもの(当該確定したもの(施行日の属する月の末日後に確定したものに限り。))のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から施行日の属する月の末日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則(令和元年9月30日条例第20号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1(第24条)

(昭52条例16・全改、昭59条例14・平2条例20・平9条例11・平17条例11・平20条例15・平25条例36・平31条例8・一部改正)

1 基本料金

メーターの口径	料金
13ミリメートル	583.00円
20ミリメートル	1,111.00円
25ミリメートル	1,705.00円
30ミリメートル	4,785.00円
40ミリメートル	8,382.00円
50ミリメートル	14,487.00円
75ミリメートル	34,265.00円
100ミリメートル	62,304.00円
150ミリメートル以上	152,372.00円

備考

- 1 共用給水装置又は専用給水装置を共同して使用している場合の基本料金は、給水装置に設置しているメーターの口径にかかわらず、1世帯について13ミリメートルのメーターの料金を適用する。
- 2 臨時に給水を受ける場合の基本料金は、使用するメーターの口径の区分に応じ、それぞれの料金の5倍に相当する額とする。
- 2 従量料金(1立方メートルにつき)

使用量区分	料金
1立方メートル以上10立方メートルまで	44.00円
10立方メートルを超え30立方メートルまで	107.80円
30立方メートルを超え50立方メートルまで	161.70円
50立方メートルを超え100立方メートルまで	215.60円
100立方メートルを超え500立方メートルまで	271.70円

500立方メートルを超え1,000立方メートルまで	326.70円
1,001立方メートル以上	380.60円

備考

- 1 物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定により入浴料金の価格の指定を受ける公衆浴場用として使用する場合の従量料金は、1立方メートルにつき44円とする。
- 2 共用給水装置又は専用給水装置を共同して使用している場合の従量料金は、各世帯の使用水量は等量とみなし、その使用水量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、この端数をいずれかの世帯の使用水量に加えるものとする。

別表第2(第30条)

(平9条例23・全改、令元条例20・一部改正)

手数料を納付しなければならない者	手数料
法第16条の2第1項の指定を受けようとする者	10,000円
法第25条の3の2第1項の更新を受けようとする者	10,000円
第7条の3の設計審査を受けようとする者	1件につき 4,000円
第7条の3の工事検査を受けようとする者	設置するメーター1個につき 6,000円
管理者が別に定める軽易な給水装置工事の設計審査を受けようとする者	1件につき 2,000円
管理者が別に定める軽易な給水装置工事の工事検査を受けようとする者	1件につき 2,000円
法第16条の2第3項ただし書の規定による確認を受けようとする者	47,000円

別表第3(第30条の2第3項、第30条の3第1項第1号)

(昭52条例16・全改、平20条例15・平25条例36・平31条例8・一部改正)

使用するメーターの口径	納付金の額
13ミリメートル	110,000円
20ミリメートル	297,000円
25ミリメートル	506,000円
30ミリメートル	913,000円
40ミリメートル	1,540,000円
50ミリメートル	2,750,000円
75ミリメートル	7,370,000円
100ミリメートル	15,400,000円
150ミリメートル	41,800,000円
200ミリメートル以上	本市が別に定める額